

2019年4月1日

岡山県立玉島商業高等学校長
村上 洋之

2019年度 岡山県立玉島商業高等学校 運動部活動に係る活動方針

1 本校の運動部活動（15部）

- 男子（8部）：陸上競技、硬式野球、ソフトテニス、卓球、バスケットボール、サッカー、バドミントン、弓道
- 女子（7部）：陸上競技、ソフトテニス、卓球、バスケットボール、バレーボール、バドミントン、弓道

2 目標

- （1）生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上に繋がるような運動習慣確立への資質や能力を養う。
- （2）興味・関心を共有した異年齢集団による活動の中で、自己肯定感や自制心、協調性やコミュニケーション能力等を育む。

3 部活動の運営について（校内での取り決め事項等）

（1）休養日

- ・原則、毎週2日は完全休養日とする。
試合等により、土日いずれも活動する場合は、あらかじめ当該週又は、次週に振り替え休養日を設けることとする。
ただし、原則を外れる場合は（別紙）のとおりである。

（2）活動時間

- ・平日は長くとも3時間程度、休業日は4時間程度とする。
ただし、原則を外れる場合は（別紙）のとおりである。
- ・試合前で、活動時間の延長を希望する場合は事前に校長の許可を得ることとする。
（原則、大会の1週間前）

（3）遠征、合宿等

- ・遠征や合宿を実施する際は、1週間前までに、校長へ遠征・合宿届を提出する。

（4）大会参加

- ・大会参加は、高体連・高野連主催大会への参加を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、事前に校長の許可を得ることとする。

4 その他

（1）部活動顧問会議（研修会の実施等）について

- ・年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図ることとする。
- ・定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通化を図り、活動の活性化につなげる。

（2）部費の取扱について

- ・部費等、取扱いについては公費に準ずる（学校徴収金マニュアルに基づく）こととし、適切に管理する。

（3）その他

- ・規律違反等、好ましくない状況があった場合は、職員会議等で討議の上、一定期間活動を停止させることがある。
- ・顧問は、活動日誌等を活用し、日々の活動状況等を把握すると共に、生徒理解に努める。
また、保護者に部活動通信等で活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるように努める。

「岡山県運動部活動の在り方に関する方針」に示す原則を外れる場合

(1) 休養日

- ア 本校の特色づくりの観点から、次の運動部については、生徒の能力・適正や、健康・安全に十分配慮することで、休養日を週当たり1日以上とすることを認める。
- イ 特殊な場所や環境での活動が必要なことから、次の運動部については、生徒の能力・適正や、健康・安全に十分配慮することで休養日を週当たり1日以上とすることを認める。

アに該当する部活動：硬式野球部

(2) 活動時間

- ・ 特殊な場所や環境での活動が必要なことから、次の運動部については、平日では3時間程度、休業日は4時間程度を上限として活動することを認める。ただし、この場合においても、週当たり活動時間の上限は16時間程度とする。